

横浜市立駒岡小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月31日(令和6年3月25日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈)

・いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代でも社会全体の願いであり、健やかな未来の実現に向けて最も大切なことである。

そこで、駒岡小学校では、「やさしく」「正しく」「高め合って」生きる児童の育成を学校教育目標に掲げ教育目標実現のため、(1)いじめの未然防止、(2)早期発見・早期対応、(3)適切な対処・措置の3観点から具体的な取組を推進していくことにした。

(1)いじめの未然防止

本校では、保護者・地域との連携を大切に、児童の自己有用感の醸成を目指し、学力向上に向けた授業改善や社会規範意識を身に付けるための児童指導を強化することで、学校全体を通して適切な人間関係の確立に努めていくこととする。また、児童会組織を活用した人権目標の設定や見直しを行うことで、子ども自らがいじめについて真摯に考え、いじめをしない、させない、許さないを第一にした学校経営に努めていく。

(2)早期発見・早期対応

いじめについてのアンケートや学級担任からの報告により、校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心とした体制を組織的に推進し、全職員でいじめ防止のための人権意識を高めていく。

(3)適切な対処・措置

様々な機会を活用し、児童・保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めるとともに、関係諸機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行っていく。

・学校いじめ防止基本方針の目的

駒岡小学校基本方針は、上記の方向性の具現化により、いじめの問題への対策を、学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら駒岡小学校および駒岡小学校の子どもが住む地域全体で進め、法により制定されたいじめ防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と関係諸機関との連携を図る。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めていくこととする。

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長が以下の構成員を招請して実施するものとする。

構成員：校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、児童支援専任、学年主任、いじめの疑いのある児童の学級担任

また、校長は、必要に応じて関係児童の保護者、関係諸機関の専門家等の参加要請をするものとする。

・組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめを察知した際の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施

・年間計画

月	内容	
4月	年間計画作成、児童指導の取組と計画、児童理解研修(いじめの定義)、児童引継ぎ 駒岡スタンダードの発信・確認、地域訪問、学年・学級懇談会、学校説明会での方針 発信	学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定 (道徳授業公開(年間の授業参観で実施))
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施(記名式・教育相談)	
6月	児童委員会における人権目標の設定、YP アセスメント実施①、学家地連	
7月	個人面談、小中ブロック子ども会議(区交流会に向けて)、情報モラル指導、児童理解 研修(SOS の出し方教育プログラム)	
8月	危機管理研修、児童理解研修、横浜子ども会議(区交流会)	
9月	懇談会	
10月	人権研修、防犯・サイバー教室	
11月	YP アセスメントアンケート実施②、学家地連	
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施(無記名式アンケート・学校独自のアンケート・教育 相談)、人権週間の取組、個人面談	
1月	児童理解研修	
2月	学年・学級懇談会、年度の振り返り、駒岡スタンダードの見直し(指導者用含む)、学校 いじめ防止基本方針の見直し、学校報告会での発信	
3月	新年度への引継ぎ、学校いじめ防止基本方針の発信(改訂版を学校ホームページに 掲載)	
通年	横浜プログラム実施、スクールカウンセラーによる相談	

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止への取組

- ① 教科の中で、豊かな心の育成のための授業改善に努める。
- ② 学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てる。
- ③ 人権目標の設定により、各学級での取組を具体化するとともに、道徳の学習を通して、自分を振り返り
次に生かそうとする力を高める。
- ④ 児童会活動の中で、「いじめをしない、させない、許さない」という意識を高める活動が自主的に行える
ように支援する。
- ⑤ 全教職員の児童理解研修や人権研修を実施し、指導力の向上を図る。

・いじめの早期発見

- ① 児童支援専任を核として、各学級担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積
極的に認知するとともに情報交換を密に行う。
- ② 5月、12月に実施するいじめアンケートや保護者との面談の中でも、いじめに対する情報収集を行う。

情報は、複数教員で共有し、対応事案については、定例の「いじめ防止対策委員会」や職員会議で報告する。

③ 担任は、児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境をつくる。

④ 児童支援専任、特別支援コーディネーター、学校カウンセラー等との教育相談を充実させる。

・いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、児童支援専任を核としての指導や、いじめ防止対策委員会の開催など、速やかに対応し、当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、関係児童の人格成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

当該児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

関係児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

また、これらの対応について、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関・専門機関との連携の下で取り組む。

さらに、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、当該児童を守る措置をとる。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、当該者の意向も配慮した上で、警察に相談・通報し、連携していく。

・いじめの解消

いじめの解決に至るまでの支援等について、学校全体の課題として捉え、取り組む。

〈いじめの解消の要件〉少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

・研修

児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修などを、年間計画をもとに校内で実施する。

また、教育委員会が主催する児童理解及び児童指導関係の研修にも積極的に参加する。

・学校運営協議会の活用

いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を配慮した上で、年間4回の学校運営協議会で報告し、連携を図る取組を推進する。

4 重大事態への対処

・重大事態の意味

法第28条が「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身または財産に重大な被害」については、

①児童が自殺を企図した場合

②身体に重大な障害を負った場合

③金品等に重大な被害を被った場合

④精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。また、調査によって明らかになった事実についても教育委員会に報告する。

・重大事態の調査

学校は、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に視するため、「いじめ防止対策委員会」が核となり、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、教育委員会の指示がある場合には、その指示のもとで

調査を進めていく。

・児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に情報提供・報告を行う。

5 その他

「横浜市立駒岡小学校いじめ防止対策基本方針」は、その内容について、PTA役員会、学校運営協議会等において意見交換する機会を設ける。また、必要があると認められる際には、学校基本方針を見直し・改訂して、改めて公表することとする。